

特定事業所集中減算に係るQ & A

Q1：対象のサービスのうち1つでも80%を超えていると、全ての利用者に対して半年間減算となるのですか。

A1：1つでも80%を超えていると、全ての利用者に対して半年間減算となります（従前のとおり）。

Q2：計画したプラン数を数えるのですか。計画はしたが入院等で全く実績が無かった場合の数は。また、給付管理が数カ月遅くなった場合の取扱いはどうなるのですか。

A2：給付管理が行われた利用者の実績で数えます。全く利用がなかった場合はカウントしません。また、月遅れで報酬を請求したとしてもサービス提供月にカウントしてください。

Q3：1人の利用者が紹介率最高法人を含む複数の同一サービスを利用している場合はどのようにカウントするのですか。

A3：利用者が、同一法人Aが開設する訪問介護事業所aと訪問介護事業所a'を利用している場合、計画数は法人単位で数えるため、法人Aを1件として数えます。利用者が、それぞれ別法人（法人A、法人B）が開設する訪問介護事業所aと訪問介護事業所bを利用している場合、法人Aを1件、法人Bも1件として数えるが、この場合「訪問サービスを位置づけた居宅サービス計画数」（紹介率の計算上、分母となるもの）については、あくまでも1件（利用者ごとに1件）となる。

例) 利用者10人のうち、訪問介護サービスを位置づけている利用者が6人いる場合

①〇〇さん	(A法人) 訪問介護事業所 a	(B法人) 訪問介護事業所 b
②▲▲さん	(A法人) 訪問介護事業所 a	(A法人) 訪問介護事業所 a'
③□□さん	(A法人) 訪問介護事業所 a	(B法人) 訪問介護事業所 b
④◆◆さん	(A法人) 訪問介護事業所 a	
⑤◎◎さん	(A法人) 訪問介護事業所 a	(B法人) 訪問介護事業所 b
⑥××さん	(A法人) 訪問介護事業所 a	

(居宅サービス計画数 10)

訪問介護サービスを位置づけた居宅サービス計画数 6

A法人の訪問介護を位置づけた計画数 6

B法人の訪問介護を位置づけた計画数 3

よって、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数は、A法人の「6」となり、訪問介護サービスを位置づけた居宅サービス計画数「6」で除した結果、紹介率100%となることから、正当な理由がない限り、集中減算の対象となる。

紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数 6件  
訪問介護サービスを位置づけた居宅サービス計画数 6件 = 100%

Q4：紹介率最高法人が2法人以上同数となった場合はどうするのですか。

A4：欄を工夫し、いずれの法人も記載してください。

**Q 5 : 半年間の減算期間中に改善した場合、減算は中止されるのですか。**

A 5 : 中止されません。判定期間は前期の3月1日から8月末日までと、後期の9月1日から2月末日まで、減算期間はそれぞれ10月1日から3月31日までと、4月1日から9月30日までと決められています。(判定期間及び減算期間いずれもサービス提供月で考える。)

**Q 6 : 正当な理由として挙げられている市町村区域内に各サービス事業所が5事業所未満というのは、いつ時点での事業所数となるのですか。**

A 6 : それぞれの判定期間の最終月の初日で判断することになるため、前期分については8月1日現在、後期分については2月1日現在で判断することになります。

なお、8月1日または2月1日の時点での市町村毎の事業所数(みなし指定の事業所のうち、当年度において介護サービス情報の公表対象となっていない事業所は除く)については、それぞれ8月中または2月中に、各居宅介護支援事業所あて連絡する予定です。

**Q 7 : 居宅介護支援事業所が所在する市町村にサービス事業所がなく、区域外に所在するサービス事業所に集中した場合は、正当な理由に該当しないのか。**

A 7 : 「⑤その他正当な理由があると考えられる場合」として、当該事業所に集中するに至った理由を報告してください。

**Q 8 : 通知中1の④「サービスの提供にあたって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、特定の事業所に集中している」場合の計算方法は。また、必要な添付書類は何か。**

A 8 : 居宅サービスを位置づけた計画のうち、事業所の選定にあたって主治の医師等の指示を考慮した計画については、除外して計算できる。

【例】

訪問看護を位置付けた居宅サービス計画数	: 120件
紹介率最高法人を位置付けた計画数	: 97件…A
Aのうち事業所の選定にあたって主治の医師等の指示を考慮した計画数	: 70件…B

→この場合、紹介率は $97 \div 120 \approx 80.83\%$ となりますが、Bを分子から除くと $(97 - 70) \div 120 = 22.5\%$ となるため、減算の対象外となります。

なお、正当な理由④に該当させる場合は、別紙様式「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」を提出するほか、別紙(様式任意)に上記のような計算式等を記入して提出してください。

その他の添付書類については、原則として提出は求めませんが、事業所の選定にあたって、主治の医師等の指示との関連性を示す書類又は記録を整備してください。(実地指導で確認する場合があります。)

**Q 9 : 厚生労働省通知に正当な理由として例示されている「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合など」が、県通知に含まれていないのはなぜか。**

A 9 : 「⑤その他正当な理由があると考えられる場合」として、当該事業所に集中するに至った理由を報告してください。サービスの質が高いことの例示はしませんが、そう判断した理由を客観的に示してください。